

訪問介護の基本的なルール

- 1●訪問介護は、本人の自立支援が第一です。
そのため、本人や家族でできそうなものはしてもらう場合や、少し手伝うことでできそうなら、少ししか手伝わない場合もあります。
また、誰かの助けがないとまったくできないことは、そうなる直前、本人がどうしていたのかをふりかえりながら「その人らしさ」に見合った支援を考えます。
- 2●「本人」に対する「家の中」での「日常生活」を支援することが主目的のサービスです。
そのため、「本人がいない」場合や、「他の家族のため」の支援、「家と無関係な場所」での「日常的でない」事柄への援助などはしません。
たとえば、使っていない部屋の掃除や、他の家族の家事などが相当します。
- 3●原則として、あらかじめ決められた内容を行います。
そのため、内容や回数の変更を希望するときは、ヘルパー事業所かケアマネジャー事業所に相談する必要があります。
- 4●生命や健康などにかかわる場合には、緊急の対応も行い、介護保険適用の判断は事後に行うこともあります。
- 5●前後の利用者の状況などで、時間がずれることがあります。
- 6●「30分以上60分未満」のサービスとは、きっちり60分間、サービスを提供することではありません。
たとえば、決まった内容のサービスが45分で終わったら、その時点でサービスは終了になります。記録時間もサービスの時間を含みます。
- 7●事業所により別途、当日キャンセル料などが設定されている場合があります。
- 8●法令で医療行為と定められていることはできません。

訪問介護を受ける場合に必要な主な単位数

内容	時間	単位	サービス追加時	加算
身体介護	1. 30分未満 [身体介護1]	254	身体介護1～3に 続けて生活援助を 行う場合、 30分増すごとに +83単位 [上限249単位]	●緊急時訪問介護 +100/回 [身体介護のみ] ●初回+200/月 ●早朝6～8時/ 夜間18～22時 +25% ●深夜22～6時 +50%
	2. 30分以上1時間未満 [身体介護2]	402		
	3. 1時間以上 [身体介護3]	584単位に30分 増すごとに、+83単位		
生活援助	30分以上1時間未満	229	—	
	1時間以上	291		

* 通院等乗降介助:100/回